

○財産分与・慰謝料請求権

Q

被相続人Aが離婚していた場合、遺産分割協議において注意する点がありますか。

A

- 1 離婚に伴う財産分与請求権は、その一身専属的権利性質から、基本的抽象的な財産分与請求権は相続の対象となりません。他方で、財産分与の意思表示がされた後の財産分与請求権は相続財産として認められます。
- 2 財産分与請求権や慰謝料請求権を相続する場合のその評価は、金銭であればその金額、不動産であれば不動産の評価額とすることが通常です。
- 3 具体化された財産分与請求権や慰謝料請求は、相続の開始によって相続分の割合に応じて当然に分割され、各相続人に承継されます。

解説

1 離婚に伴う財産分与の相続財産性

離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができます（民768①・771）。また、相手方が有責配偶者である場合において、当該有責配偶者の行為が不法行為（民709）の要件を充たす場合、有責配偶者に対し慰謝料の請求をすることができます。

ここで、まず、離婚に伴う財産分与請求権はいわゆる一身専属権と理解されていますが、一身専属性を理由に、相続の対象にはならないのではないかが問題となります。この点、裁判例は、基本的抽象的な財産分与請求権は相続の対象とならないものの、財産分与の権利者が財産分与の具体的な内容を選定させる前に死亡してしまった場合であっても、財産分与の意思が表示された後の財産分与請求権は普通の財産権と化しており、相続財産性が認められるとしています（名古屋高決昭27・7・3高民5・6・255）。したがって、財産分与の権利者が死亡する前に相手方に対し財産分与の意思表示を行っていれば、それは財産権として相続の対象になると解されます。

また、慰謝料請求権については、交通事故における生命侵害の場合の判例ではありますが、被害者の慰謝料請求権は、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続人が当然に慰謝料請求権を相続すると判示しています（最判昭42・11・1判時437・13）。

2 離婚に伴う財産分与請求権等の評価

財産分与請求権や慰謝料請求権を相続する場合の評価は、その対象が金銭であればその金額、不動産であれば不動産の評価とすることが一般的です。

ただし、金銭債権については、請求する相手方（元配偶者）のその資力が乏しい場合等全額回収することが困難な場合も想定されますので、その場合には、遺産分割協議において額面通り金銭債権を評価してよいのか、相続人の意向を確認して、遺産分割協議を進めることが肝要です。

3 離婚に伴う財産分与請求権等の承継方法等

具体化された財産分与請求権や慰謝料請求は、相続の開始によって相続分の割合に応じて当然に分割され、各相続人に承継されます。

なお、遺産分割協議によって被相続人の離婚に伴う財産分与請求権を相続した相続人は、被相続人の元配偶者に対し請求をしていくことになるわけですが、その場合には、まずは、協議を行い、その協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所に「協議に代わる処分」（「協議に代わる処分」とは審判手続を指しますが、通常は調停手続を経ます。）を請求する（民法768③）。

参考事例

参考となる裁判例の
要旨を掲げています。

○離婚当事者の財産分与請求権は既にその当事者の分与請求の意思表示されたときは、まだ調停又は協議の成立若しくは協議に代わる裁判所の処分が完結していなくても、普通の財産権と同様に相続され得べき権利であるとされた事例（名古屋高決昭27・7・3商民5・6・265）

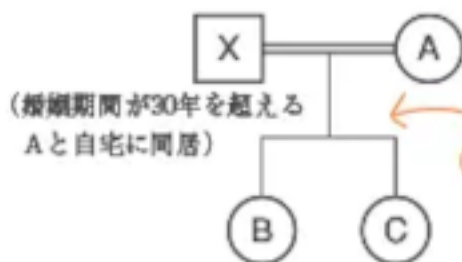
○「損害賠償請求権発生時点について、民法は、その損害が財産上のものであるか、財産以外のものであるかによって、別異の取扱いをしていないし、慰謝料請求権が発生する場合における被害法益は当該被害者の一身に専属するものであるけれども、これを侵害したことによって生ずる慰謝料請求権そのものは、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続の対象となりえないものと解すべき法的根拠はなく、民法711条によれ

○持戻免除意思表示があることを記載する協議書

概要

遺産分割協議の具体的なケースを示しています。

被相続人	X
相続人	配偶者A、子B（長男）及び子C（長女）の3名
相続財産	不動産（自宅である土地及び建物）、預金（2口座。預金額はそれぞれは同額）
遺言書	自筆証書遺言あり。 自宅（土地及び建物）をAに遺贈する。持戻免除意思表示の記載はない。
その他の事情	Xは婚姻期間が30年を超えるAと自宅に同居しており、BとCはそれぞれ独立していた。



相続人等の関係図を掲げています。

分割方法の検討

1 持戻免除の意思表示を確認する

分割方法の検討手順や留意点を解説しています。

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がある場合は、被相続人が相続開始時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする旨規定しています。同項における被相続人からの遺贈又は贈与を特別受益といい、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額に贈与の価額を加算することを持戻しといいます。

文 例

○遺産分割協議書 **DL**協議書の文例を掲げて
います。弊社WEBサイトで書式の
ダウンロードができます。

遺産分割協議書

被相続人X（令和〇年〇月〇日死亡 本籍地〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3）の相続財産について、共同相続人A、B及びCは、遺産分割協議の結果、以下のとおり分割することに合意する。

- 1 相続人A、相続人B及び相続人Cは、被相続人Xが相続人Aに遺贈した次の不動産について、被相続人Xが特別受益の特典免除の意思表示をしたことを確認する。

(1) 土地

所在 東京都〇区〇町〇丁目
地番 〇番
地目 宅地
地積 〇〇、〇m²

(2) 建物

所在 東京都〇区〇町〇丁目〇番地
家屋番号 〇番
構造 木造瓦葺二階建
種類 居宅
床面積 1階 〇〇、〇m²
2階 〇〇、〇m²

- 2 相続人Bは、次の預金を取得する。

〇銀行〇支店 普通預金 口座番号〇 口座名義X

- 3 相続人Cは、次の預金を取得する。

〇銀行〇支店 普通預金 口座番号〇 口座名義X

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したことを証するため、本協議書を3通作成し各自が署名押印の上、各自1通ずつ所持する。

令和〇年〇月〇日

住所 東京都〇区〇町〇丁目〇番

相続人 A

実印

○空家を取り扱う類型 取扱いが悩ましい相談類型を 取り上げています。

近年、少子高齢化や人口減少とともに空家が増え、建物の老朽化による倒壊の危険、土地の荒廃、ごみの不法投棄、放火、犯罪行為への利用等空家をめぐる問題についても報道等で話題になることが少なくなありません。相続は、空家が生じる主な原因の1つであり、上記のような空家問題につながるため、相続の際には、相続土地国庫帰属制度等も活用しながら、空家問題の発生を防ぐという意識が必要です。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「空家対策推進法」といいます。）により、空家に対する管理が一層求められるようになってい中、被相続人の相続財産に空家がある場合には、遺産分割協議に当たっても留意する必要があります。

そこで、本ケースでは、空家に関する基本知識を前提として、相続財産に空家がある場合の遺産分割における留意点や適切な遺産分割の方法を検討します。

分割方法の検討

1 「空家」の遺産分割方法の選択肢と留意点

相続財産に空家がある場合の遺産分割には、大きく分けて、①相続人が空家を取得し使用するケース、②相続人が空家を売却して売買代金を分けるケース、③相続人が空家を解体し、借地であれば更地にして地主に土地を返還したり、又は被相続人の所有地であれば国庫に帰属させたりするケース等が考えられます。

相続人がいずれを選択するかは、空家を取得して利用する相続人がいるか否か、空家やその底地にどれだけの財産的価値があるのか、解体等にかかる費用がどのくらいかかるか等を検討して決められることが一般的です。

遺産分割をする時点ですでに長期にわたって空家になっているものについては、遺産分割をするために、空家となっている建物やその底地である土地の権利関係を調査して明確にする必要があります。また、相続人の一部が不在者であれば不在者財産管理人の選任を行う等の必要もあります。

空家である建物の時価評価は、固定資産税評価額を考慮して考えられる場合もありますが、実際に建物の状態が悪い場合には時価評価は実質的にゼロ又はマイナスとな

検討類型

不動産の遺産分割方法は、現物分割、代償分割、換価分割、共有分割等、いくつかの方法があります（Q&A編第3章第2「〇不動産の遺産分割（総論）」参照）。

相続財産に空家がある場合には、上記のような点に留意し、遺産分割方法を検討しますが、本書では、以下の3つの類型について検討します。

なお、土地が借地の場合、借地上の空家の処分となり、借地権の処理の問題が生じますが、そちらについてはQ&A編第3章第2「〇不動産の遺産分割（借地権付建物）」も確認してください。

第1類型 相続人の1人が空家を取得（現物分割）する場合

第2類型 空家を換価分割する場合

第3類型 相続人が空家を共有取得 *遺産の分け方ごとに解説しています。* 相続人が空家を共有取得する場合

第1類型 相続人の1人が空家を取得（現物分割）する場合

被相続人	X
相続人	子A、子B及び子Cの3人
相続財産	不動産（土地、建物（空家））、預金、上場株式
遺言書	なし
その他の事情	相続開始時にすでに長年にわたって空家となっている建物であり、建物にも土地にも資産価値はない。今後の維持管理に費用を要する。売却も困難であるため、やむを得ず、Aが取得することとなった。

